

大阪市の給与・定員管理等について（令和５年度）

一般職の職員の給与は、基本給としての給料と扶養手当や通勤手当などの諸手当で構成されており、大阪市内の民間事業所の給与との比較を基に行う人事委員会の給与報告・勧告に基づいて、条例で定められています。

また、市長や市議員などの特別職の給料・報酬については、学識経験者などによって構成される特別職報酬等審議会の答申に基づいて条例で定められています。

【様式中の文言説明】

- 普通会計 … 総務省の地方財政決算統計上における会計区分であり、公営事業会計以外のすべての会計
- 公営事業会計 … 公営企業会計、収益事業会計、国民健康保険事業会計等の事業会計、その他地方公営企業法の全部又は一部を適用している事業にかかる会計
- 職種の区分 … 下記のとおり、国の区分に従っています。
 - ・特別職——市長、副市長、教育長、常勤監査委員、特別職の秘書、市議員、各種委員会等の委員等、地方公営企業の管理者
 - ・一般職
 - 一般行政職 … 一般行政に従事する事務・技術職員
 - 技能労務職 … ごみの収集、公園・道路・施設の維持管理業務、学校の環境整備業務、給食調理業務等の作業に従事する職員
 - 高等（専修）学校教育職
 - 小・中学校教育職
 - 幼稚園教育職
 - 税務職、福祉職、消防職、医師・歯科医師職、薬剤師・医療技術職、看護・保健職、研究職、企業職等

【お問合せ先】

お問合せ先は公表内容ごとに異なります。

公表内容	担当名	電話番号
１（総括）～５（特別職の報酬等の状況）について	総務局人事部給与課（給与グループ）	06-6208-7526
６（職員数の状況）について	総務局人事部人事課（人事グループ）	06-6208-7431
７（水道事業（工業用水道事業を含む））について	水道局総務部職員課	06-6616-5440

目 次

1 総括	3
（１）人件費の状況（普通会計決算）	3
（２）職員給与費の状況（普通会計決算）	3
（３）ラスパイレス指数の状況	3
（４）給与改定の状況	3
（５）給与制度の総合的見直しの実施状況について	4
（６）給料等の減額措置について	5
2 職員の平均給与月額、初任給等の状況	6
（１）職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和５年４月１日現在）	6
（２）職員の初任給（給料月額）の状況（令和５年４月１日現在）	7
（３）職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和５年４月１日現在）	7
3 一般行政職の級別職員数等の状況	8
（１）一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和５年４月１日現在）	8
（２）国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和５年４月１日現在）	9
（３）昇給への人事評価の活用状況	10
4 職員の手当の状況	11
（１）期末手当・勤勉手当	11
（２）退職手当（令和５年４月１日現在）	14
（３）地域手当（令和５年４月１日現在）	14
（４）特殊勤務手当（令和５年４月１日現在）	14
（５）時間外勤務手当	16
（６）その他の手当（令和５年４月１日現在）	16
5 特別職の報酬等の状況（令和５年４月１日現在）	20
6 職員数の状況	21
（１）部門別職員数の状況と主な増減理由	21
（２）年齢別職員構成の状況（令和５年４月１日現在）	22
（３）職員数の推移	22
7 公営企業職員の状況	23
（１）水道事業（工業用水道事業を含む）	23

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

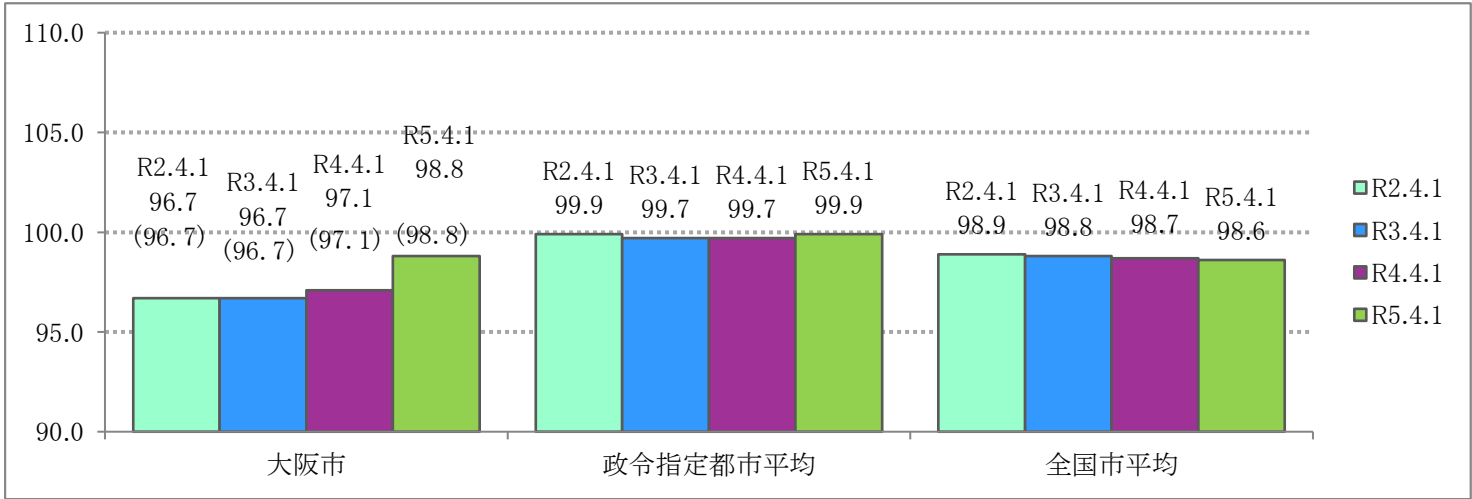
区分	住民基本台帳人口 (令和5年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B／A	(参考) 令和3年度の 人件費率
令和4年度	人 2,741,587	千円 1,906,782,922	千円 25,772,960	千円 309,241,748	% 16.22	% 15.86

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考) 一人当たり 給与費 B／A	(参考) 政令指定 都市平均 一人当たり 給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和4年度	人 33,276	千円 124,978,112	千円 42,265,637	千円 56,618,293	千円 223,862,042	千円 6,727	千円 6,665

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数については、令和4年4月1日現在の人数である。また、再任用職員（短時間勤務）及び会計年度任用職員を含まない。
3 給与費については、再任用職員(短時間勤務)の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
2 （）書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
（補正前のラスパイレス指数×（1＋当該団体の地域手当支給率）／（1＋国の指定基準に基づく地域手当支給率）により算出。）
3 政令指定都市平均は、政令指定都市のラスパイレス指数を単純平均したものである。
※令和5年4月1日のラスパイレス指数が、3年前に比べ1ポイント以上上昇している理由
令和4年度の本市と国における公民較差に伴う給与改定に乖離があったこと等によりラスパイレス指数が上昇している。
（R4公民較差 本市：+1.93% 国：+0.23%）

(4) 給与改定の状況

① 月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A－B	勧告 (改定率)		
令和5年度	円 400,091	円 396,309	円 3,782 (0.95%)	% 0.95	% 0.95	% 1.10

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

② 特別給（期末・勤勉手当）

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A－B	勧告 (改定月数)		
令和5年度	月 4.51	月 4.40	月 0.11	月 0.10	月 4.50	月 4.50

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均２％の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

- ①給料表の見直し
実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容）

○行政職給料表 （実施時期）平成28年４月１日 （内容） ・平均0.89％の引下げ（行政職給料表）。初任層据置き～最大マイナス1.1％。 ・一部の級について号給の増設及びカット。 ・給与制度改革（平成24年８月実施）による経過措置適用者等についても同様に改定。
○その他の給料表 ・行政職給料表との均衡を基本として改定。 ・医師に適用する医療職給料表(1)については人材確保の観点から据置き。 ・高等学校等教育職給料表及び小学校・中学校教育職給料表については、大阪府に準じて実施（平成27年４月１日）。

- ②地域手当の見直し
実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

○行政職給料表適用者
 （支給割合）平成28年度の国基準16％に対し、大阪市においても16％を支給。
 （実施時期）平成28年4月1日より実施。

○その他の給料表適用者

- ・行政職給料表適用者との均衡を基本として改定。
- ・幼稚園教育職給料表、高等学校等教育職給料表及び小学校・中学校教育職給料表適用者については、今後の大阪府との均衡を考慮しながら検討。

（参考）

	各年度の支給割合										
	平成 26年度	平成27年度		平成28年 度	平成29年 度	平成30年 度	令和元年 度	令和２年 度	令和３年度	令和４年 度	令和５年 度
		４月１日 時点	遡及改定後								
国基準に よる支給 割合	15％	15％	15.5％	16％	16％	16％	16％	16％	16％	16％	16％
大阪市の 支給割合	15％	15％	15％	16％	16％	16％	16％	16％	16％	16％	16％

③その他の見直し内容

○行政職給料表適用者 （実施時期）平成28年４月１日（平成27年度公民較差にかかる給与改定の後に実施） （内容） (1)管理職手当の引下げ ・補職に応じて1,000円～2,000円の引下げ。 (2)国の改定内容に準じた改定 ・単身赴任手当の引上げ。 ・管理職員特別勤務手当の対象範囲を拡充。 ・退職手当の調整月額引上げ。
○その他の給料表適用者 ・行政職給料表適用者との均衡を基本として改定。

(6) 給料等の減額措置について

① 市長等特別職の給料等の減額措置

ア 給料の減額

◇期間：平成28年1月～当分の間（教育長については平成28年4月から）

	減額率	給料月額		
		減額後	減額前	差引
市長	40%	100.1 万円	166.9 万円	▲ 66.8 万円
副市長	14%	94.3 万円	109.6 万円	▲ 15.3 万円
教育長	10%	81.6 万円	90.7 万円	▲ 9.1 万円
常勤監査（代表）	10%	75.1 万円	83.4 万円	▲ 8.3 万円

※ 表記上、千円未満を四捨五入している。

イ 退職手当の減額

◇期間：平成24年4月～当分の間（教育長については平成28年4月から）

	減額率
副市長	50%
教育長	
常勤監査（代表）	

ウ 報酬の減額

◇期間：平成27年4月30日～令和7年3月31日

	減額率	報酬月額		
		減額後	減額前	差引
議長	12%	95 万円	108 万円	▲13 万円
副議長		84.4 万円	96 万円	▲11.6 万円
議員		77.4 万円	88 万円	▲10.6 万円

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和５年４月１日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
大阪市	43.2 歳	318,398 円	455,590 円	395,585 円
大阪府	41.1 歳	313,007 円	425,774 円	371,089 円
国	42.4 歳	322,487 円	—	404,015 円
政令指定都市	41.8 歳	319,668 円	439,873 円	379,748 円

② 技能労務職

区分	公務員						
	平均年齢	職員数	平均勤続年数	平均経験年数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)
大阪市	53.3 歳	4,123 人	24.1 年	34.4 年	282,929 円	366,627 円	343,844 円
うち清掃職員	54.1 歳	1,339 人	22.9 年	35.3 年	280,471 円	371,415 円	340,334 円
うち学校給食調理員	55.6 歳	334 人	26.1 年	36.2 年	271,597 円	332,568 円	324,415 円
うち学校管理作業員	54.1 歳	638 人	28.2 年	37.2 年	278,878 円	348,515 円	339,657 円
大阪府	55.4 歳	397 人	—	—	294,219 円	366,071 円	339,963 円
国	51.2 歳	1,941 人	—	—	286,942 円	—	329,178 円
政令指定都市	51.7 歳	919 人	—	—	310,547 円	388,590 円	362,249 円

(民間との比較)

大阪市の 職種	民間							参考
	対応する民間 の類似職種	民間データの区分		平均年齢	平均勤続年数	平均経験年数	平均給与月額 (B)	A/B
清掃職員	廃棄物処理業	①賃金センサスデータ	(全国平均)	47.3 歳	10.8 年	—	310,800 円	1.20
	従業員	②年齢・勤続年数補正	(全国平均)	54.1 歳	22.9 年	—	380,400 円	0.98
学校給食 調理員	飲食物調理	①賃金センサスデータ	(府内平均)	42.3 歳	8.4 年	—	266,300 円	1.25
	従事者	②年齢・経験年数補正	(全国平均)	55.6 歳	—	15年以上	292,600 円	1.14
学校管理 作業員	他に分類されない運搬・清掃・包装等従事者	①賃金センサスデータ	(全国平均)	49.1 歳	9.7 年	—	241,700 円	1.44
		②年齢・経験年数補正	(全国平均)	54.1 歳	—	15年以上	315,700 円	1.10

大阪市の 職種	民間			参考		
				年収ベース（試算値）の比較		
	対応する民間 の類似職種	民間データの区分		公務員 (C)	民間 (D)	C/D
清掃職員	廃棄物処理業 従業員	①賃金センサスデータ	(全国平均)	5,563,408 円	4,321,100 円	1.29
		②年齢・勤続年数補正	(全国平均)		5,450,600 円	1.02
学校給食 調理員	飲食物調理 従事者	①賃金センサスデータ	(府内平均)	5,264,880 円	3,466,900 円	1.52
		②年齢・経験年数補正	(全国平均)		3,999,500 円	1.32
学校管理 作業員	他に分類されない運搬・清掃・包装等従事者	①賃金センサスデータ	(全国平均)	5,508,784 円	3,253,900 円	1.69
		②年齢・経験年数補正	(全国平均)		4,419,700 円	1.25

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査（以下、賃金センサス）において公表されているデータを使用している。（令和２年～令和４年の３ヶ年平均）

「民間データの区分」①は、総務省が賃金センサスを基礎として算出した数値である。

「民間データの区分」②は、平均勤続年数等が大阪市職員の数値と大きく異なったものであることから、本市独自に賃金センサスを精査し、統計値を補完するための比例計算等を活用し、平均勤続年数等を合わせた数値である。

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※ 年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③ 高等（専修）学校教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
大阪市	61.2 歳	292,500 円	346,477 円
大阪府	41.9 歳	347,685 円	432,547 円
政令指定都市	43.4 歳	359,775 円	436,674 円

④ 小・中学校（幼稚園）教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
大阪市	39.3 歳	333,100 円	417,919 円
大阪府	39.2 歳	341,768 円	417,215 円
政令指定都市	40.4 歳	343,187 円	412,373 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和5年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
- また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。
- 3 「平均勤続年数」とは、採用後、引き続いて勤務している年数の平均である。
- 4 「平均経験年数」とは、採用後、引き続いて勤務している年数のほか、採用前に民間企業等における在職期間がある場合は、その年数を換算して加えた年数の平均である。

(2) 職員の初任給（給料月額）の状況（令和5年4月1日現在）

区分		大阪市	大阪府	国
一般行政職	大学卒	184,300 円	190,300 円	【総合職】 189,700 円 【一般職】 185,200 円
	高校卒	154,200 円	157,500 円	154,600 円
技能労務職	高校卒	153,100 円	163,033 円	151,900 円
小・中学校教育職	大学卒	225,500 円	212,500 円	—
	短大卒	205,000 円	191,100 円	—
高等学校教育職	大学卒	225,700 円	212,500 円	—
幼稚園教育職	大学卒	196,700 円	—	—
	短大卒	175,200 円	—	—

(注) 技能労務職の初任給については、職種により異なるため、職種別の初任給の平均額を記載している。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和5年4月1日現在）

区分		経験年数			
		5 年	10年	15年	20年
一般行政職	大学卒	221,100 円	264,000 円	293,800 円	347,900 円
	高校卒	183,700 円	219,300 円	255,300 円	318,700 円
技能労務職	高校卒	172,600 円	188,600 円	190,700 円	—
	中学卒	—	—	—	—
小・中学校教育職	大学卒	259,600 円	312,000 円	353,500 円	387,000 円
	短大卒	—	289,800 円	344,000 円	384,700 円
高等学校教育職	大学卒	—	—	—	—
幼稚園教育職	大学卒	230,100 円	264,300 円	320,900 円	378,700 円
	短大卒	—	—	—	360,600 円

区分		経験年数		
		25年	30年	35年
一般行政職	大学卒	394,300 円	435,800 円	465,000 円
	高校卒	332,300 円	354,800 円	371,900 円
技能労務職	高校卒	278,000 円	298,500 円	311,300 円
	中学卒	260,400 円	275,200 円	288,300 円
小・中学校教育職	大学卒	401,700 円	420,100 円	415,200 円
	短大卒	390,800 円	400,800 円	409,500 円
高等学校教育職	大学卒	—	—	—
幼稚園教育職	大学卒	—	—	—
	短大卒	—	—	—

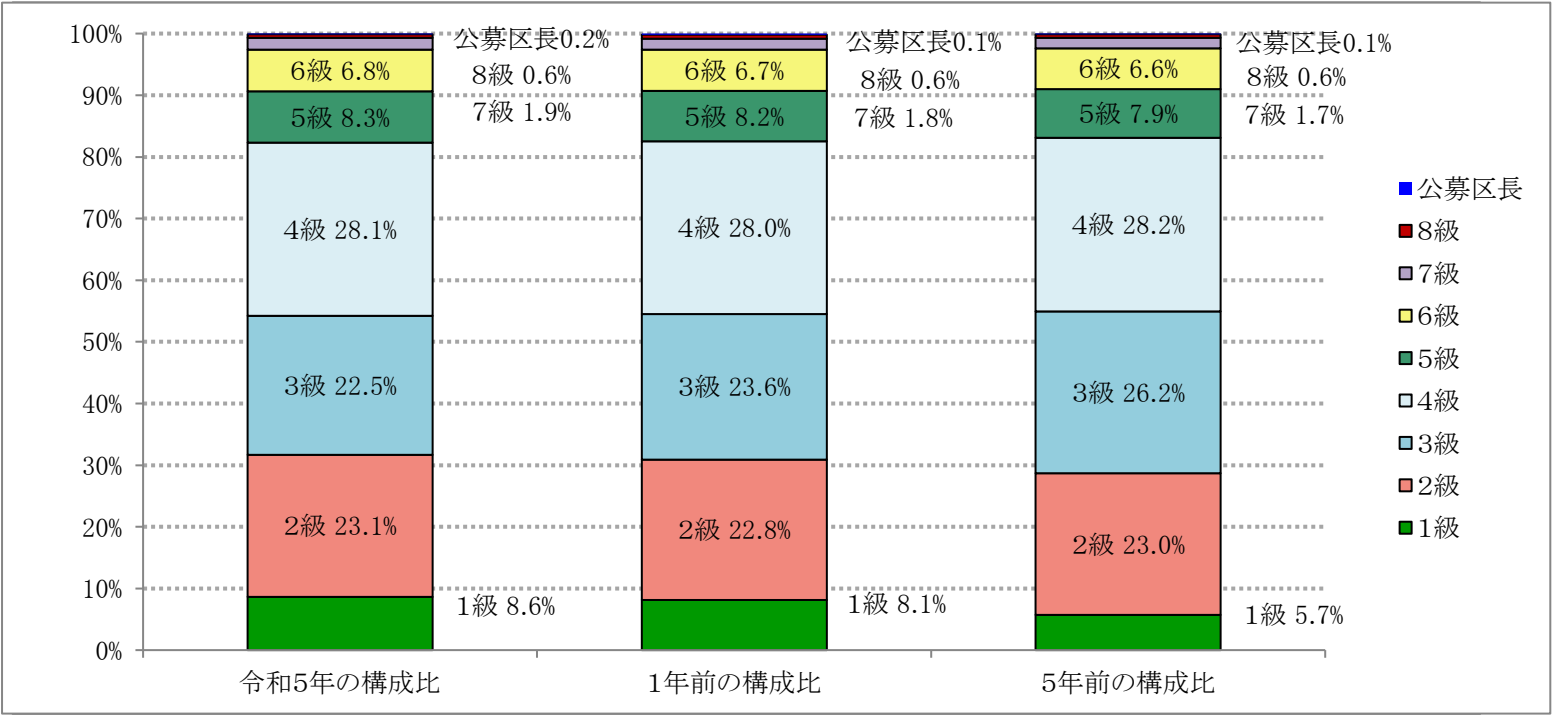
- (注) 1 平均給料月額には給料の調整額・教職調整額を含む。
- 2 「—」としている箇所については、令和5年4月1日現在の職員数が3人以下の為記載していない。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

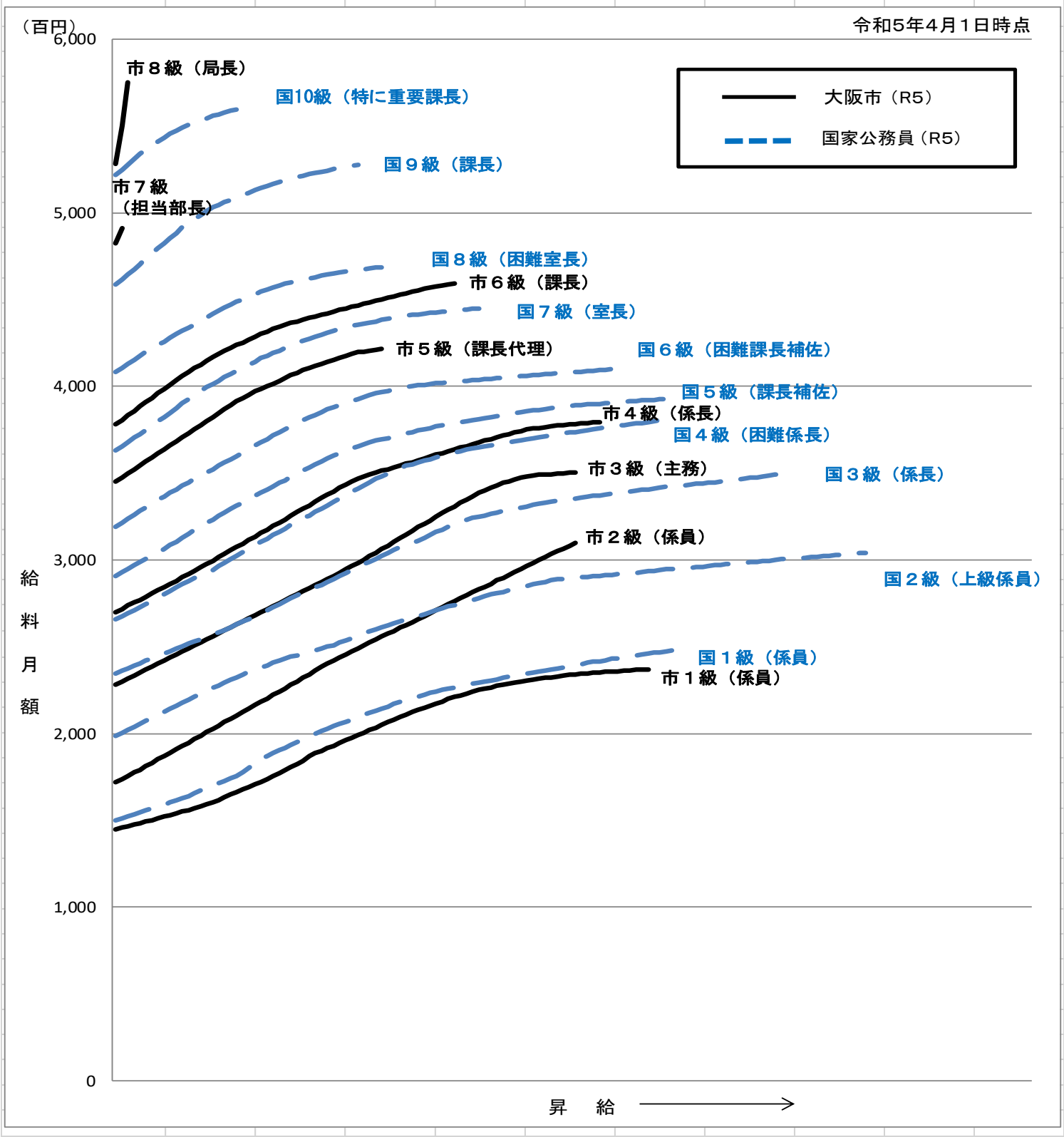
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和5年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号級の給料月額
—	公募区長	16人	0.1%	673,100円	733,600円
8級	局長	63人	0.6%	528,100円	574,900円
7級	部長	203人	1.9%	482,200円	490,900円
6級	課長	742人	6.8%	378,200円	459,100円
5級	課長代理	912人	8.3%	345,200円	421,400円
4級	係長	3,083人	28.1%	270,000円	379,400円
3級	主務	2,469人	22.5%	228,200円	350,300円
2級	高度業務の係員	2,526人	23.1%	172,200円	309,900円
1級	係員	940人	8.6%	144,900円	237,100円
総計		10,954人	100.0%	—	—

(注) 1 職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和5年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（大阪市）

令和５年度中における運用	特定管理職員		一般職員	
イ．人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ．人事評価を活用していない				
活用予定時期				

一般行政職（市長部局・学校園）					
職員区分 \ 評価区分	第１区分 （５％）	第２区分 （20％）	第３区分 （60％）	第４区分 （10％）	第５区分 （５％）
課長級（６級）	６号給 （１号給）	５号給 （１号給）	４号給 （０号給）	３号給 （０号給）	１号給 （０号給）
課長代理級（５級） ・係長級（４級） ・係員（３級、２級）	５号給 （１号給）	５号給 （１号給）	４号給 （０号給）	３号給 （０号給）	１号給 （０号給）
係員（１級）	５号給 （１号給）	５号給 （１号給）	４号給 （０号給）	３号給 （０号給）	２号給 （０号給）

（注）１ （ ）内は55歳以上の職員の昇給号給数である。
２ 第５区分の昇給号給数は人事評価の結果等によっては０号給となる。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

大阪市				大阪府				国			
1人当たり平均支給額（令和4年度） 1,694 千円				1人当たり平均支給額（令和4年度） 1,650 千円				—			
特定 職員 管理	（令和4年度支給割合）			特定 職員 管理	（令和4年度支給割合）			特定 職員 管理	（令和4年度支給割合）		
	期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当
	2.00 月分 （ 1.15 ） 月分	2.40 月分 （ 1.15 ） 月分			2.00 月分 （ 1.15 ） 月分	2.40 月分 （ 1.15 ） 月分			2.00 月分 （ 1.15 ） 月分	2.40 月分 （ 1.15 ） 月分	
一般 職員	（令和4年度支給割合）			一般 職員	（令和4年度支給割合）			一般 職員	（令和4年度支給割合）		
	期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当
	2.40 月分 （ 1.35 ） 月分	2.00 月分 （ 0.95 ） 月分			2.40 月分 （ 1.35 ） 月分	2.00 月分 （ 0.95 ） 月分			2.40 月分 （ 1.35 ） 月分	2.00 月分 （ 0.95 ） 月分	
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20％ ・管理職加算 64,000～143,000円 (47,000～108,000円)				（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20％ ・管理職加算 10～25％				（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20％ ・管理職加算 10～25％			

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合及び管理職加算額である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（大阪市）

令和5年度中における運用		特定管理職員		一般職員	
イ．人事評価を活用している		○		○	
活用している成績率		支給可能な 成績率	支給実績 がある成 績率	支給可能な 成績率	支給実績があ る成績率
上位、標準、下位の成績率		○	○	○	○
上位、標準の成績率					
標準、下位の成績率					
標準の成績率のみ（一律）					
ロ．人事評価を活用していない					
活用予定時期					

勤勉手当の支給割合については下記のとおり勤務成績を反映したものとしている。

(単位：月分)

補職	評価区分	支給割合							
		市長部局				学校園			
		令和４年		令和５年		令和４年		令和５年	
		６月期	12月期	６月期	12月期	６月期	12月期	６月期	12月期
公募区長	第１区分 (５％)	1.293	1.293	1.444	1.444	－	－	－	－
	第２区分 (20％)	1.125	1.125	1.215	1.215	－	－	－	－
	第３区分 (60％)	0.957	0.957	0.986	0.986	－	－	－	－
	第４区分 (10％)	0.920	0.920	0.799	0.799	－	－	－	－
	第５区分 (５％)	0.657~0.882	0.657~0.882	0.536~0.761	0.536~0.761	－	－	－	－
局長級	第１区分 (５％)	1.508 (0.580)	1.508 (0.580)	1.706 (0.645)	1.706 (0.645)	－	－	－	－
	第２区分 (20％)	1.314 (0.565)	1.314 (0.565)	1.438 (0.610)	1.438 (0.610)	－	－	－	－
	第３区分 (60％)	1.120 (0.550)	1.120 (0.550)	1.170 (0.575)	1.170 (0.575)	－	－	－	－
	第４区分 (10％)	1.083 (0.525)	1.083 (0.525)	0.983 (0.511)	0.983 (0.511)	－	－	－	－
	第５区分 (５％)	0.820~1.045 (0.465~0.507)	0.820~1.045 (0.465~0.507)	0.720~0.945 (0.451~0.493)	0.720~0.945 (0.451~0.493)	－	－	－	－
部長級	第１区分 (５％)	1.508 (0.580)	1.508 (0.580)	1.706 (0.645)	1.706 (0.645)	－	－	－	－
	第２区分 (20％)	1.314 (0.565)	1.314 (0.565)	1.438 (0.610)	1.438 (0.610)	－	－	－	－
	第３区分 (60％)	1.120 (0.550)	1.120 (0.550)	1.170 (0.575)	1.170 (0.575)	－	－	－	－
	第４区分 (10％)	1.083 (0.525)	1.083 (0.525)	0.983 (0.511)	0.983 (0.511)	－	－	－	－
	第５区分 (５％)	0.820~1.045 (0.465~0.507)	0.820~1.045 (0.465~0.507)	0.720~0.945 (0.451~0.493)	0.720~0.945 (0.451~0.493)	－	－	－	－
課長級	第１区分 (５％)	1.423 (0.580)	1.423 (0.580)	1.621 (0.645)	1.621 (0.645)	－	－	－	－
	第２区分 (20％)	1.279 (0.565)	1.279 (0.565)	1.403 (0.610)	1.403 (0.610)	－	－	－	－
	第３区分 (60％)	1.135 (0.550)	1.135 (0.550)	1.185 (0.575)	1.185 (0.575)	－	－	－	－
	第４区分 (10％)	1.098 (0.525)	1.098 (0.525)	0.998 (0.511)	0.998 (0.511)	－	－	－	－
	第５区分 (５％)	0.835~1.060 (0.465~0.507)	0.835~1.060 (0.465~0.507)	0.735~0.960 (0.451~0.493)	0.735~0.960 (0.451~0.493)	－	－	－	－

(単位：月分)

補職	評価区分	支給割合							
		市長部局				学校園			
		令和 4 年		令和 5 年		令和 4 年		令和 5 年	
		6 月期	12月期	6 月期	12月期	6 月期	12月期	6 月期	12月期
課長代理級	第 1 区分 (5 %)	1. 062 (0. 464)	1. 062 (0. 464)	1. 156 (0. 503)	1. 156 (0. 503)	1. 044 (0. 464)	1. 198 (0. 514)	1. 148 (0. 489)	1. 148 (0. 489)
	第 2 区分 (20%)	1. 022 (0. 457)	1. 022 (0. 457)	1. 093 (0. 489)	1. 093 (0. 489)	1. 010 (0. 457)	1. 139 (0. 507)	1. 089 (0. 482)	1. 089 (0. 482)
	第 3 区分 (60%)	0. 966 (0. 450)	0. 966 (0. 450)	1. 015 (0. 475)	1. 015 (0. 475)	0. 963 (0. 450)	1. 065 (0. 500)	1. 015 (0. 475)	1. 015 (0. 475)
	第 4 区分 (10%)	0. 938 (0. 437)	0. 938 (0. 437)	0. 938 (0. 448)	0. 938 (0. 448)	0. 938 (0. 437)	1. 038 (0. 487)	0. 938 (0. 448)	0. 938 (0. 448)
	第 5 区分 (5 %)	0. 850~0. 925 (0. 415~0. 431)	0. 850~0. 925 (0. 415~0. 431)	0. 850~0. 925 (0. 426~0. 442)	0. 850~0. 925 (0. 426~0. 442)	0. 850~0. 925 (0. 415~0. 431)	0. 950~1. 025 (0. 465~0. 481)	0. 850~0. 925 (0. 426~0. 442)	0. 850~0. 925 (0. 426~0. 442)
係長級	第 1 区分 (5 %)	1. 062 (0. 464)	1. 062 (0. 464)	1. 156 (0. 503)	1. 156 (0. 503)	1. 044 (0. 464)	1. 198 (0. 514)	1. 148 (0. 489)	1. 148 (0. 489)
	第 2 区分 (20%)	1. 022 (0. 457)	1. 022 (0. 457)	1. 093 (0. 489)	1. 093 (0. 489)	1. 010 (0. 457)	1. 139 (0. 507)	1. 089 (0. 482)	1. 089 (0. 482)
	第 3 区分 (60%)	0. 966 (0. 450)	0. 966 (0. 450)	1. 015 (0. 475)	1. 015 (0. 475)	0. 963 (0. 450)	1. 065 (0. 500)	1. 015 (0. 475)	1. 015 (0. 475)
	第 4 区分 (10%)	0. 938 (0. 437)	0. 938 (0. 437)	0. 938 (0. 448)	0. 938 (0. 448)	0. 938 (0. 437)	1. 038 (0. 487)	0. 938 (0. 448)	0. 938 (0. 448)
	第 5 区分 (5 %)	0. 850~0. 925 (0. 415~0. 431)	0. 850~0. 925 (0. 415~0. 431)	0. 850~0. 925 (0. 426~0. 442)	0. 850~0. 925 (0. 426~0. 442)	0. 850~0. 925 (0. 415~0. 431)	0. 950~1. 025 (0. 465~0. 481)	0. 850~0. 925 (0. 426~0. 442)	0. 850~0. 925 (0. 426~0. 442)
(3 級係相当)	第 1 区分 (5 %)	1. 062 (0. 464)	1. 062 (0. 464)	1. 156 (0. 503)	1. 156 (0. 503)	1. 044 (0. 464)	1. 198 (0. 514)	1. 148 (0. 489)	1. 148 (0. 489)
	第 2 区分 (20%)	1. 022 (0. 457)	1. 022 (0. 457)	1. 093 (0. 489)	1. 093 (0. 489)	1. 010 (0. 457)	1. 139 (0. 507)	1. 089 (0. 482)	1. 089 (0. 482)
	第 3 区分 (60%)	0. 966 (0. 450)	0. 966 (0. 450)	1. 015 (0. 475)	1. 015 (0. 475)	0. 963 (0. 450)	1. 065 (0. 500)	1. 015 (0. 475)	1. 015 (0. 475)
	第 4 区分 (10%)	0. 938 (0. 437)	0. 938 (0. 437)	0. 938 (0. 448)	0. 938 (0. 448)	0. 938 (0. 437)	1. 038 (0. 487)	0. 938 (0. 448)	0. 938 (0. 448)
	第 5 区分 (5 %)	0. 850~0. 925 (0. 415~0. 431)	0. 850~0. 925 (0. 415~0. 431)	0. 850~0. 925 (0. 426~0. 442)	0. 850~0. 925 (0. 426~0. 442)	0. 850~0. 925 (0. 415~0. 431)	0. 950~1. 025 (0. 465~0. 481)	0. 850~0. 925 (0. 426~0. 442)	0. 850~0. 925 (0. 426~0. 442)
(2 級係相当)	第 1 区分 (5 %)	1. 062 (0. 464)	1. 062 (0. 464)	1. 156 (0. 503)	1. 156 (0. 503)	1. 044 (0. 464)	1. 198 (0. 514)	1. 148 (0. 489)	1. 148 (0. 489)
	第 2 区分 (20%)	1. 022 (0. 457)	1. 022 (0. 457)	1. 093 (0. 489)	1. 093 (0. 489)	1. 010 (0. 457)	1. 139 (0. 507)	1. 089 (0. 482)	1. 089 (0. 482)
	第 3 区分 (60%)	0. 966 (0. 450)	0. 966 (0. 450)	1. 015 (0. 475)	1. 015 (0. 475)	0. 963 (0. 450)	1. 065 (0. 500)	1. 015 (0. 475)	1. 015 (0. 475)
	第 4 区分 (10%)	0. 938 (0. 437)	0. 938 (0. 437)	0. 938 (0. 448)	0. 938 (0. 448)	0. 938 (0. 437)	1. 038 (0. 487)	0. 938 (0. 448)	0. 938 (0. 448)
	第 5 区分 (5 %)	0. 850~0. 925 (0. 415~0. 431)	0. 850~0. 925 (0. 415~0. 431)	0. 850~0. 925 (0. 426~0. 442)	0. 850~0. 925 (0. 426~0. 442)	0. 850~0. 925 (0. 415~0. 431)	0. 950~1. 025 (0. 465~0. 481)	0. 850~0. 925 (0. 426~0. 442)	0. 850~0. 925 (0. 426~0. 442)
(1 級係相当)	第 1 区分 (5 %)	1. 062 (0. 464)	1. 062 (0. 464)	1. 156 (0. 503)	1. 156 (0. 503)	1. 044 (0. 464)	1. 198 (0. 514)	1. 148 (0. 489)	1. 148 (0. 489)
	第 2 区分 (20%)	1. 022 (0. 457)	1. 022 (0. 457)	1. 093 (0. 489)	1. 093 (0. 489)	1. 010 (0. 457)	1. 139 (0. 507)	1. 089 (0. 482)	1. 089 (0. 482)
	第 3 区分 (60%)	0. 966 (0. 450)	0. 966 (0. 450)	1. 015 (0. 475)	1. 015 (0. 475)	0. 963 (0. 450)	1. 065 (0. 500)	1. 015 (0. 475)	1. 015 (0. 475)
	第 4 区分 (10%)	0. 938 (0. 437)	0. 938 (0. 437)	0. 938 (0. 448)	0. 938 (0. 448)	0. 938 (0. 437)	1. 038 (0. 487)	0. 938 (0. 448)	0. 938 (0. 448)
	第 5 区分 (5 %)	0. 850~0. 925 (0. 415~0. 431)	0. 850~0. 925 (0. 415~0. 431)	0. 850~0. 925 (0. 426~0. 442)	0. 850~0. 925 (0. 426~0. 442)	0. 850~0. 925 (0. 415~0. 431)	0. 950~1. 025 (0. 465~0. 481)	0. 850~0. 925 (0. 426~0. 442)	0. 850~0. 925 (0. 426~0. 442)

(注) () 内の月数は、再任用職員の支給月数である。

(2) 退職手当（令和5年4月1日現在）

大阪市			国		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	44.7795 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置等 （2％～20％加算）		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 （2％～45％加算）	
1人当たり平均支給額	1,699 千円	19,338 千円			

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（令和5年4月1日現在）

支給実績（令和4年度決算）			21,608,685 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）			601,612 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
大阪市内他	16 %	35,905 人	16 %
東京都の特別区	20 %	13 人	20 %

(4) 特殊勤務手当（令和5年4月1日現在）

支給実績（令和4年度決算）				1,093,668 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）				94,805 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和4年度）				32.5 %	
手当の種類（手当数）				22	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （4年度決算）	左記職員に対する支給単価	
高所作業手当	技能労務職	10m以上の高所かつ、転落防止のための柵等がない箇所での作業	千円 2	日額	10m以上：220円 20m以上：320円
汚水内作業手当	技能労務職	下水管渠内で汚水に浸かって行う作業等	千円	日額	770円
		公園内の池、水路又は堀の清掃のため汚水に浸かって行う作業等	578	日額	390円
荒天時船舶作業手当	技能労務職	風速10m以上の状況における船舶作業（船外活動に限る）	千円 602	日額	720円
放射線取扱手当	医療技術職	エックス線その他の放射線を照射する業務や放射線・放射性同位元素を取り扱う業務（1箇月の被ばく量が100マイクロシーベルト以上の場合のみ）	千円 7	月額	7,000円
特定医療業務手当	保健職	精神障がい者等の診察の立会の業務	千円	1回	530円
		措置入院のため精神障がい者を移送する業務	275	1回	720円
		手術の介助業務		日額	720円
夜間看護手当	看護職	所定の勤務時間による勤務の全部又は一部が深夜において行われる看護業務	千円 10,651	1勤務	深夜6H以上：7,300円 深夜4H以上6H未満：3,550円 深夜2H以上4H未満：3,100円 深夜2H未満：2,150円
医師等特別手当	医師職	所定の勤務時間以外の時間における勤務に服して行う緊急を要する診療に関する業務	千円 4,261	1勤務	5H以上：19,500円 5H未満：9,750円
感染症予防救済従事者手当	保健職	感染症の汚染区域における処理作業 環境改善地区で行う結核検診に伴う業務（直接患者に接する業務のみ）	千円 117,311	日額	160円
		新型コロナウイルス感染症の汚染区域又は汚染されているおそれがある区域における処理作業		日額 又は 1勤務	3,000円 心身に著しい負担を与えるもの：4,000円
危険動物等取扱手当	技能労務職	現場における犬、負傷動物の捕獲業務	千円	日額	630円
		動物愛護法施行令に規定する特定動物等（危険な動物）の捕獲業務	207	日額	550円
		はちの駆除		日額	280円
		犬を抑留する檻房の清掃作業（殺処分の後に行う作業のみ）		日額	600円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (４年度決算)	左記職員に対する支給単価	
取締折衝等業務手当	技能労務職	現場において、市が所有し、又は管理する土地等を不法に占拠する物件（野宿生活者の占有物件に限る）を撤去するために行う業務(聴聞及び勧告の業務を含む)	千円 496	日額	500円
		暴力的な行為により業務の執行を妨げる者に対して行う現場における折衝等の業務		日額	550円
と畜解体作業等業務手当	技能労務職	解体室における設備の運転・保守管理業務	千円 13,452	日額	550円
		と畜業務		1頭	豚121頭～：10円 牛 76～150頭：50円 牛151～161頭：100円 牛162頭～：200円
廃棄物処理作業手当	技能労務職	廃棄物検査作業等（廃棄物に直接接触して行う作業のみ）	千円 213,861	日額	720円
		環境事業センターの廃棄物収集運搬作業		日額	830円
緊急対策業務等手当	全職員	風水害により市民の生活に重大な支障を来す事態が生じた場合等に、大雨警報又は暴風警報の下で行う応急作業	千円 5	日額	通常：720円 日没～日出：1,080円
		地震、津波又は大規模な火災、爆発等により市民の生活に重大な支障を来す事態が生じた場合等に、緊急に行うその対策業務等			
潜水作業手当	技能労務職	調査又は工事のために潜水器具を着用して行う潜水作業（潜水補助作業除く）	千円 663	1時間	310円
警防活動手当	消防職	大型自動車、消防艇の機関操作業務に従事したとき（緊急執行運転のみ）	千円 308,344	1回	560円
		消防車、消防救助艇の機関操作業務（緊急執行運転のみ）		1回	170円
		救急車等の機関操作業務（緊急執行運転のみ）		1回	100円
		出場して行う火災の防御、人命の救助その他の災害の防除の業務（※）		1回	通常：500円 危険・困難：1,000円 1H以上：1Hにつき400円加算（3H上限）
		出場して行う救急業務（※）		1回	通常：230円 危険・困難：730円 救急救命士：360円 救急救命士で危険・困難：860円 1H以上：1Hにつき190円加算（3H上限）
		出場して行う潜水業務（潜水器具を着用して行う潜水業務）		1回	400円
		（※）の業務に加え、新型コロナウイルス感染症の汚染区域における処理作業を伴うものであった場合		1日	3,000円加算
航空手当	消防職	操縦士がヘリコプターに搭乗して行う操縦業務	千円 6,102	1時間	通常：3,600円 危険：4,680円
		整備士がヘリコプターに搭乗して機内において行う整備業務等		1時間	通常：2,200円 危険：2,860円
		職員がヘリコプターに搭乗して機内において行う火災防御等の業務又は救急業務		1時間	通常：1,000円 危険：1,300円
		職員がヘリコプターに搭乗して機外において行う業務		1回	機外作業：900円加算
国際緊急援助手当	消防職	国際緊急援助活動	千円 0	日額	通常：4,000円 困難：5,000円・6,000円・8,000円
災害応急作業等手当	消防職	原発事故の発生に伴い、その敷地内及びその周辺の区域で行う作業	千円 0	日額	40,000円を超えない範囲内の額
死体処理手当	消防職	特定大規模災害において、死体を取り扱う作業	千円 0	日額	1,000円を超えない範囲内の額

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (4年度決算)	左記職員に対する支給単価	
教員特殊業務手当(学校園)	教職調整額の支給を受ける小学校、中学校、高等学校及び幼稚園の教育職員	学校の管理下において行う非常災害時等の緊急の業務	千円 403,292	日額	3,750円～16,000円
		修学旅行等において、児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの		日額	5,100円
		対外運動競技等において、児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの		日額	1,800円～3,600円
		学校の管理下において行われる部活動又は講習若しくは補習における児童又は生徒に対する指導業務		日額	900円
		入学試験における受験生の監督、採点又は合否判定の業務		日額	
夜間教育等勤務手当（学校園）	夜間学級を設置する中学校に勤務する教育職員	夜間学級を設置する中学校に勤務する主幹教諭等が、本務として夜間学級で行う教育又は養護の業務に従事	千円 13,160	日額	1,500円
		夜間学級を設置する中学校に勤務する校長等が、夜間学級に係る校務の整理等の業務に従事		日額	1,200円
緊急対策業務等 手当（学校園）	小学校、中学校、高等学校及び幼稚園の教育職員	教育職員及び指導主事が、暴風等その他の異常な自然現象又は大規模な火災等により市民の生活に重大な支障を来す事態が生じた場合において、自己の生命又は身体に対する高度の危険が予測される状況の下で行う緊急の対策業務等	千円 0	日額	通常： 720円 日没～日出：1,080円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和4年度決算）	6,925,657 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	340,143 円
支給実績（令和3年度決算）	7,158,387 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算）	350,712 円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和3・4年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（令和5年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価				国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和4年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (令和4年度決算)			
初任給調整手当	採用による欠員の補充が困難である職に支給	月額	医師・歯科医師		251,200円以内		同じ	—	120,829 千円	2,196,896 円	
			獣医師		35,000円以内		同じ	—			
扶養手当	職員と生計を一にし、かつ主としてその職員の収入により生計を維持する者（扶養親族）のある職員に対して支給	月額	配偶者	局部長級	0円		異なる	単価	3,503,623 千円	238,618 円	
				課長級	3,500円						
				課長代理級以下	6,500円						
			子（22歳の年度末まで）			10,000円					
			その他 ・孫、弟妹（22歳の年度末まで） ・父母、祖父母（60歳以上） ・心身に著しい障害がある親族	局部長級	0円						
				課長級	3,500円						
				課長代理級以下	6,500円						
（加算）15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳の年度末までの子			6,000円								

手当名	内容及び支給単価				国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和４年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (令和４年度決算)		
住居手当	職員の住居費の一部を補うため支給	月額	自ら居住するため住宅を借り受け、月額10,000円を超える家賃を支払っている職員		異なる	単価	3,171,099 千円	313,412 円		
			家賃額						手当額	
			10,000円～11,500円						1,500円	
			11,500円～21,500円						1,500円～11,500円	
			市外	21,500円～54,500円					11,500円～28,000円	
				54,500円～					28,000円	
			市内	21,500円～59,500円					11,500円～30,500円	
				59,500円～					30,500円	
			単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅を借り受け、月額10,000円を超える家賃を支払っている職員						上記の額の 1 / 2	
			通勤手当	職員の通勤費に対して支給					月額	①通勤のため交通機関又は有料の道路を利用して、その運賃又は料金を負担することを常例とする職員
支給単位期間（定期券を発行している交通機関等は6箇月を超えない範囲内で最も長いものに相当する期間。定期券を発行していない交通機関等は1箇月。）の通勤に要する運賃等の額に相当する額										
②通勤のため、自転車その他交通用具を使用することを常例とする職員		支給単位期間（1箇月）につき、使用距離区分に応じた額			異なる	単価				
0円										
※身体障害のため歩行が困難な職員										
2,000円										
2,000円										
4,200円										
7,100円										
10,000円										
12,900円										
15,800円										
18,700円										
21,600円										
24,400円										
26,200円										
28,000円										
29,800円										
31,600円										
(加算) 身体障がいのため歩行することが著しく困難な職員に対する特例										
2,700円										
①と②の1月あたりの合計額が55,000円を超える場合は、1月につき55,000円		同じ			—					

手当名	内容及び支給単価			国の 制度 との 異同	国の 制度 と異 なる 内容	支給実績 (令和４年度決算)	支給職員 １人当たり 平均支給年額 (令和４年度決算)		
単身赴任手当	公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、通勤することが困難であると認められるもののうち、単身で生活しているものに支給	月額	定額	30,000円	同じ	－	20,262 千円	343,424 円	
			(加算) 職員の住居と配偶者の住居との距離が100km以上ある場合	距離区分に応じた額					
			100km以上300km未満	8,000円					
			300km以上500km未満	16,000円					
			500km以上700km未満	24,000円					
			700km以上900km未満	32,000円					
			900km以上1,100km未満	40,000円					
			1,100km以上1,300km未満	46,000円					
			1,300km以上1,500km未満	52,000円					
			1,500km以上2,000km未満	58,000円					
			2,000km以上2,500km未満	64,000円					
			2,500km以上	70,000円					
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対して、その職務の特殊性に基づき支給	月額		一般	再任用	異なる	単価	1,920,304 千円	892,334 円
			局長等	143,000円	108,000円				
			理事等	139,000円	104,000円				
				127,000円	95,000円				
			部長等	113,000円	86,000円				
			担当部長等	93,000円	68,000円				
			課長等 (特に重要) 校長（大規模・困難校）	84,000円	59,000円				
			課長等 (上記以外) 校長（上記以外）	77,000円	56,000円				
			課長等（一部の事業所に限る） 准校長・園長	66,000円	49,000円				
			副課長等（消防局に限る） 副校長・教頭	64,000円	47,000円				
			※短時間勤務職員については、勤務時間に応じて支給される。						

手当名	内容及び支給単価				国の 制度 との 異同	国の 制度 と異 なる 内容	支給実績 (令和４年度決算)	支給職員 １人当たり 平均支給年額 (令和４年度決算)	
産業教育手当 (学校園)	高等学校の工業に係る産業教育に従事する教育職員に支給	月額	21,000円 (定時制教育手当を受ける者は13,000円)				0 千円	0 円	
定時制教育手当(学校園)	定時制の課程を置く高等学校の教育職員に支給	日額	1,500円 (校長又は本務として定時制の課程に関する校務を整理する教頭は1,200円)				0 千円	0 円	
義務教育等教員特別手当 (学校園)	義務教育諸学校、高等学校、幼稚園に勤務する教育職員に支給	月額	小・中学校、高等学校	2,000円～8,000円			696,789 千円	53,320 円	
			幼稚園	1,000円～3,750円					
夜間勤務手当	所定の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に支給	1時間	勤務1時間当たりの給与額 ×25/100		同じ	—	255,266 千円	29,408 円	
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられ勤務した職員に支給	1回	医師	23,500円	異なる	単価	22,338 千円	79,777 円	
			その他	5,800円～7,700円					
管理職員特別勤務手当	管理又は監督の地位にある職員に対して、以下の区分の勤務を行った際に支給 1. 休日に臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務した場合 2. 勤務日に臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により午前0時から午前5時までの間にあって所定の勤務時間以外に勤務した場合	1回	公募区長	休日	12,000円	異なる	単価	23,597 千円	33,662 円
			局長級	休日	12,000円				
				勤務日深夜	6,000円				
			部長級	休日	10,000円				
				勤務日深夜	5,000円				
			課長級	休日	8,500円				
				勤務日深夜	4,300円				
			課長代理級（消防局並びに教育委員会所管の学校に勤務する副校長及び教頭に限る。）	休日	7,000円				
				勤務日深夜	3,500円				
			※休日に6時間を超えて勤務した場合は上記の額に100分の150を乗じて得た額						

5 特別職の報酬等の状況（令和5年4月1日現在）

区分		給料月額等	
給料	市長	1,001,400 円 (1,669,000 円)	(参考) 政令指定都市における最高／最低額 1,599,000 円 ／ 500,000 円
	副市長	942,560 円 (1,096,000 円)	1,285,000 円 ／ 841,000 円
	教育長	816,300 円 (907,000 円)	— ／ —
	常勤監査委員（代表）	750,600 円 (834,000 円)	— ／ —
	特別職の秘書	347,805 円 (393,000 円)	— ／ —
報酬	議長	950,000 円 (1,080,000 円)	1,179,000 円 ／ 779,000 円
	副議長	844,000 円 (960,000 円)	1,061,000 円 ／ 703,000 円
	議員	774,000 円 (880,000 円)	960,000 円 ／ 648,000 円
期末手当	市長 副市長 教育長 常勤監査委員（代表） 特別職の秘書	(令和4年度支給割合) 4.10 月分	
	議長 副議長 議員	(令和4年度支給割合) 3.95 月分	
退職手当	副市長	(算定方式) 109.6万円×在職月数×0.38×(1-0.5)	(1期の手当額) 1,000 万円 (支給時期) 任期毎
	教育長	90.7万円×在職月数×0.2×(1-0.5)	327 万円 任期毎
	常勤監査委員（代表）	83.4万円×在職月数×0.186×(1-0.5)	372 万円 任期毎
	特別職の秘書	39.3万円×在職月数×0.102×(1-0.05)	46 万円 退職時
備考		※市長、副市長、教育長、常勤監査委員（代表）および特別職の秘書の期末手当の基礎となる給料月額については、減額措置後の給料月額としている。	

(注) 1 給料及び報酬の（ ）内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月、教育長は3年＝36月、特別職の秘書は1年＝12月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

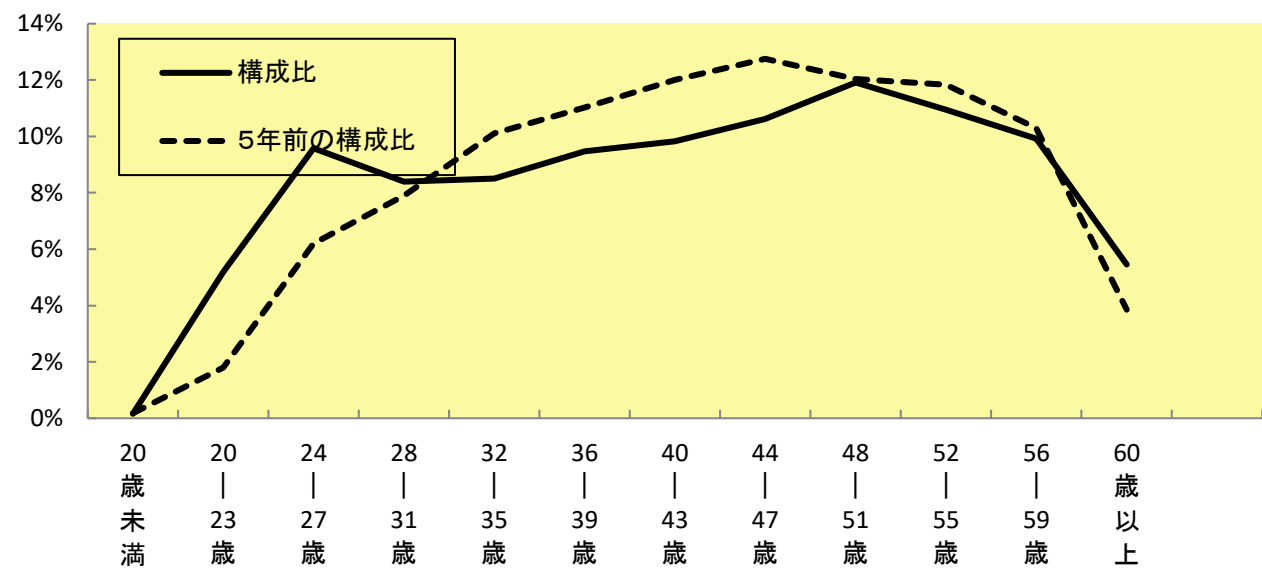
6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由 (各年4月1日現在)

区分 部門			職員数		対前年 増減数	主な増減理由
			令和4年	令和5年		
普通会計部門	一般行政部門	議会	33	33	0	
		総務	3,021	3,120	99	日本国際博覧会開催に向けた体制強化に伴う増
		税務	980	999	19	税務業務の体制強化に伴う増
		労働	9	11	2	労働一般業務の体制強化に伴う増
		農水	0	0	0	
		商工	250	252	2	日本国際博覧会開催に向けた体制強化に伴う増
		土木	2,844	2,827	▲ 17	港湾業務の効率化による減
		民生	4,291	4,357	66	福祉関係業務の体制強化による増
		衛生	3,540	3,570	30	保健所業務の体制強化による増
		計	14,968	15,169	201	<参考> 人口1万当たり職員数 55.33 人 〔政令指定都市の 人口1万当たりの職員数 46.52 人〕
	教育部門		14,723	14,869	146	学級数増に伴う教員の増
	消防部門		3,585	3,563	▲ 22	消防署体制の見直しによる減
	小計		33,276	33,601	325	<参考> 人口1万当たり職員数 122.56 人 〔政令指定都市の 人口1万当たりの職員数 113.79 人〕
公営企業等会計	水道		1,273	1,252	▲ 21	水道業務の効率化に伴う減
	交通		0	0	0	
	下水道		404	392	▲ 12	下水道業務の効率化による減
	その他		874	904	30	港湾業務の体制強化による増
	小計		2,551	2,548	▲ 3	<参考> 人口1万当たり職員数 9.29 人
合計			35,827 〔37,150〕	36,149 〔36,795〕	322 〔▲ 355〕	<参考> 人口1万当たり職員数 131.85 人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和5年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	58人	1,879人	3,462人	3,034人	3,073人	3,426人	3,552人	3,840人	4,307人	3,959人	3,586人	1,973人	36,149人

(3) 職員数の推移 (単位：人・%)

年度 部門別	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	過去5年間の 増減数（率）
一般行政	14,764	14,632	14,665	14,840	14,968	15,169	405（2.7%）
教育	13,699	13,855	14,405	15,510	14,723	14,869	1,170（8.5%）
消防	3,512	3,497	3,549	3,573	3,585	3,563	51（1.5%）
普通会計計	31,975	31,984	32,619	33,923	33,276	33,601	1,626（5.1%）
公営企業等会計計	2,658	2,607	2,587	2,549	2,551	2,548	▲110（▲4.1%）
総合計	34,633	34,591	35,206	36,472	35,827	36,149	1,516（4.4%）

（注）各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業（工業用水道事業を含む）

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B／A	(参考) 令和3年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和4年度	千円 54,791,763	千円 7,132,205	千円 10,943,566	% 20.0	% 21.5

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費	(参考)政令 指定都市 平均 一人当たり 給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	B／A	
令和4年度	人 1,305 (38)	千円 4,738,636	千円 1,672,669	千円 2,144,791	千円 8,556,096	千円 6,556	千円 水道事業 6,563 工業用 水道事業 6,644

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数については、令和5年3月31日現在の人数である。また、再任用職員（短時間勤務）を含み、会計年度任用職員を含まない。
3 給与費については、再任用職員（短時間勤務）の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。
4 () は再任用職員（短時間勤務）で内数とする。

イ 給料等の減額措置について
市長部局に準ずる。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和5年4月1日現在）

区分		平均年齢	基本給	平均月収額
大阪市水道局		47.8 歳	369,781 円	555,248 円
政令指定都市平均	水道事業	46.5 歳	360,132 円	546,044 円
	工業用水道事業	46.3 歳	371,257 円	552,537 円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

大阪市水道局	政令指定都市（水道事業・工業用水道事業）平均 （支給割合・加算措置は国）
1人当たり平均支給額（令和4年度） 1,627 千円	1人当たり平均支給額（令和4年度） 水道事業 1,622 千円 工業用水道事業 1,672 千円
（令和4年度支給割合） 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 2.00 月分 （ 1.35 ）月分 （ 0.95 ）月分	（令和4年度支給割合） 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 2.00 月分 （ 1.35 ）月分 （ 0.95 ）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20％ ・管理職加算 77,000～143,000円	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20％ ・管理職加算 10～25％

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

※ 市長部局に準ずる。

イ 退職手当（令和5年4月1日現在）

大阪市水道局	政令指定都市（水道事業）平均 （支給率・加算措置は国）
（支給率） 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度 44.7795 月分 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置等 （ 2 ％～20％加算） 支給実績（令和3年度決算） 906,590 千円 1人当たり平均支給額 13,736 千円	（支給率） 自己都合 応募認定 ・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 （ 2 ％～45％加算） 1人当たり平均支給額 水道事業 17,047 千円 工業用水道事業 20,503 千円

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した職員に支給された平均額である。

※ 市長部局に準ずる。

ウ 地域手当（令和5年4月1日現在）

支給実績（令和4年度決算）			793,419 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）			600,620 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
大阪市内他	16 %	1,321 人	16 %

エ 特殊勤務手当（令和５年４月１日現在）					
支給実績（令和４年度決算）			754 千円		
支給職員１人当たり平均支給年額（令和４年度決算）			5,585 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和４年度）			10.4 %		
手当の種類（手当数）			5		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (４年度決算)	左記職員に対する支給単価	
危険作業手当	企業職員	10m以上の高所かつ、転落防止のための柵等がない箇所での作業	千円 0	日額	10m以上：220円 20m以上：320円
		高圧電気及び酸欠の危険性がある場所での作業	千円 681	日額	220円
排泥等作業手当	企業職員	臭気を伴う汚泥等（汚物を含む）に直接接触して行う作業	千円 73	日額	550円
折衝等業務手当	企業職員	現場において、水道局が所有し、又は管理する土地等を不法に占拠する物件（野宿生活で占有される物件に限る）を撤去するために行う業務（聴聞及び勧告の業務を含む）	千円 0	日額	500円
		暴力的な行為により業務の執行を妨げる者に対して行う現場における折衝等の業務	千円 0	日額	550円
感染症予防救済従事者手当	企業職員	新型コロナウイルス感染症の汚染区域又は汚染されているおそれがある区域における処理作業	千円 0	日額 又は 1勤務	3,000円 心身に著しい負担を与えるもの：4,000円
緊急対策業務等 手当	企業職員	水道施設の事故等により市民の生活に重大な支障を来す事態が生じた場合等に、大雨警報又は暴風警報の下で行う応急作業等	千円 0	日額	通常：720円 日没～日出：1,080円

オ 時間外勤務手当	
支給実績（令和４年度決算）	297,458 千円
職員１人当たり平均支給年額（令和４年度決算）	234,959 円
支給実績（令和３年度決算）	290,496 千円
職員１人当たり平均支給年額（令和３年度決算）	225,891 円

（注）職員１人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和３・４年度決算）」と同じ年度の４月１日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和５年４月１日）					
手当名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 (令和４年度決算)	支給職員１人当た り平均支給年額 (令和４年度決算)
扶養手当	市長部局に準ずる	同じ	—	171,155 千円	244,507 円
住居手当	市長部局に準ずる	同じ	—	81,679 千円	322,842 円
通勤手当	市長部局に準ずる	同じ	—	211,862 千円	165,776 円
単身赴任手当	市長部局に準ずる	同じ	—	0 千円	0 円
管理職手当	市長部局に準ずる	同じ	—	48,490 千円	969,800 円
宿日直手当	市長部局に準ずる	同じ	—	0 千円	0 円
初任給調整手当	市長部局に準ずる	同じ	—	0 千円	0 円
管理職員特別勤務手当	市長部局に準ずる	同じ	—	102 千円	14,571 円
深夜手当	市長部局の夜間勤務手当と同じ	同じ	一般行政職の制度の夜間勤務手当と同じ	46,567 千円	92,763 円